

日本生理学会地方会における若手研究者顕彰費用の支援に関する申合せ

施行 2023年3月13日

1. (目的)

日本生理学会地方会（以下、地方会）における若手研究者の育成に資する活動を支援し、次世代の生理学の研究と教育を担う人材を育成する。

2. (対象)

地方会が主催する学術集会において、学部生、大学院生および若手研究者の研究、教育活動を顕彰する企画を支援する。

若手研究者の定義は地方会に委ねるが、科学研究費補助金制度における若手の定義に準じるなど学界の常識から逸脱しない範囲とする。

3. (支援内容)

上記企画における表彰の副賞として、一人当たり一万円を上限として、最大五名分までを支援する。

4. (申請)

地方会における学術集会の当番幹事等が、当該企画の終了後に、所定の申請書にて支援額を理事長に申請する。

5. (審査)

将来計画委員会で審議し、支援の適否と支援額を決定する。

6. (その他)

支援が採択された企画については、申請書の記載内容をもとに日本生理学雑誌に紹介記事を掲載する。